

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の3（買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）関係 （同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額） 37の3 - 1。 なお、. 同表の第10号若しくは第11号の下欄に掲げる資産又は第19号の下欄に掲げる資産（<u>同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地及び建物若しくは構築物又は土地の上に存する権利及び建物若しくは構築物の譲渡であり、かつ、当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が措置法令第25条第4項各号に掲げる譲渡である場合における同号の下欄に掲げる資産に限る。</u>）に該当する場合には「0.1」及び「0.9」とする。 (1) (2) (3) (注)。 （買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用） 37の3 - 3 同法第13条の2に規定する<u>経営基盤強化計画</u>を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却を除く。）.。 （買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却） 37の3 - 4 同法第11条から第12条の<u>4</u>まで.。	措置法第37条の3（買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）関係 （同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額） 37の3 - 1。 なお、. 同表の第10号又は第11号の下欄に掲げる資産に該当する場合には「0.1」及び「0.9」とする。 (1) (2) (3) (注)。 （買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用） 37の3 - 3 同法第13条の2に規定する<u>中小企業構造改善計画</u>を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却を除く。）.。 （買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却） 37の3 - 4 同法第11条から第12条の<u>3</u>まで.。